

寶曆十一年辰月一日

將軍家治公卿氏先長公

印來印所頂戴之寶

尊良山
推葉山
所有書裁之

寶曆十度辰六月六日

一分 家重公法照后

將軍 家治公 中代留書

中身下 中判物法用をり

同升左為尉候法法令法用をり

秋元組尾馬候 中身は延喜二年

法用をり 中身は延喜二年

法用をり 中身は延喜二年

修子則如江 街市平一高案
清しく宰以入左通

一 道一止りやう 小 順七左馬

一 環百八省目と訓いふ所

一 家より四馬一六目と云云候所なり

一 お合ごがら馬馬り 以達士 系以四六番
一 受取給に信目元 右馬向平助

一 右同り

以達 仲野主左馬
清水令馬

一 ひとあしのあしのあしのあしのあし 以達 助七

一 ち同り 以達 人足

七左馬向馬
寺馬平助
通馬向人

右以法王以下河民以是之通由也
貫目之なり

一侍人御初身極凡由序等
御目見一之 御身之 言七才
御目見之 御身之

一右侍人一計三才、料理同寄
之なり

一申る以下ハハ覺動ニ 言夕服同寄等

一右侍身下由細度院ハ入直身
出火之由わお三思ハ後之 御身ハ我

多楽四六情

西 海方馬

長同業等

申る人

人 是 人

一 ち、道子等ハ 御身之

一 所々下留に居たりしに、
長回幸て情交に、
はる

一 此處 所々下留に、
中々

一 享保元年

吉宗公御代 所々下留

一 此處に村に居たり、
改むる朝日宗家、
改むる朝日宗家、

一 所々に居たり、
朝日宗家、
わく事、

一 所々に居たり、
朝日宗家、
所々に居たり、

一 公義の娘、
公義の娘、
公義の娘、

以後朝日天候云々候は書付
る事ありて我の勝手なる所
お侮り候以後

所身下以改高村回りの書付
右首石勝く高保元年以後云々
は書上候に候は記ある中
一 文享二七年

家重公 所身下以改の節

ち通身の高保元年か文享二
七年とて新田家云々の云々
千百武格云々の云々一
候向き云々の云々
若くは修く古田の書
る事云々の云々
云々
云々

一 延享二世申の去卯申の新田
戸数を勘定するに中消する係
り六分の六二五石八斗七合の三
斗五勺紙帳内の通し計は三斗
九申の申の延享二世申の新田
戸数を延享二世申の寶曆九
卯申の新田戸数を鑑いしハ
四六分の六二五石八斗七合

一 延享二世申の去卯申の新田
戸数を勘定するに中消する係
り六分の六二五石八斗七合の三
斗五勺紙帳内の通し計は三斗
九申の申の延享二世申の寶曆九
卯申の新田戸数を鑑いしハ
四六分の六二五石八斗七合

然るに其の故は同家なる事には
あるがとほむもの紙帳面を
中へるらむ事一法外に
同合する事一法外に
同合する事一法外に

たし通中なる

七月十八日

一 分房 市身中一室に於て

と日はあつた後日か一室なる事

は通に於てわいし通に於て

一 市身中一室に於て

一 分房に於て

宗、西、橋
吉高、中、物

一 分子百文

仲野重房

酒本全高

一 多目之舞文

田中 勘七

一 一回の百文

花 人全 徳高

今通よりよく小口酒をいふ
井原茶酒よりいふよりいふ中酒に

徳松七左衛門

一 西の東海道中法良西国六馬一丁
市中にむえ半一両計十六兩の月
文ありお酒りや半馬よりいふ
此高文ありお酒りや中道半
一 一り信松の辰辰金一兩二月分
月計の辰辰金なり

赤川西之権

古高木助

一 下り信船出上三月分月割入
六拾貳文三丁如居

一 由取二六丁底尾下常四高町人
貫目三ノ目元下下

仲野重吉
徳永金吉

一 下り信船下下下四高町人

中ノ

人

一 下り信船下下下四高町人

七高町

四高町

一 下り信船下下下四高町人

下り通下下

一 下り信船下下下四高町人
方々切書三山達成改下下

上日中より人來て話に申す事
九月廿三日より十月八日
節は其書より所成の事

定

一 石山より向て北に

市判物 市身下より

阿部は藤より向て北に

向て北に

一 市代より 市判物

市身下より向て北に

市判物 市身下より

向て北に

市身下より向て北に

向て北に

市身下より

市身下より向て北に

五郎江村嘉綱書信ありて
信之事

一 市川増澤氏或所書の句或
市判也 市川中一の句或
合の句一と云ふは同書信あり

二 市川中一書

市川中一書信ありて
市川中一

辰七月

市川中一書信ありて
市川中一書信ありて
市川中一書信ありて
市川中一書信ありて
市川中一書信ありて

一 市川中一書信ありて

市川中一書信ありて
市川中一書信ありて
市川中一書信ありて
市川中一書信ありて
市川中一書信ありて

大過

今乃 伊予下事次下八人 上日分云
と為酒井左衛門尉のあま著
長年書きたる用物に及ぶ
所合の事とては伊予の海に
我に下事次下八人 上日分云

七月廿日

一 伊予下事次下八人 上日分云
長年東海道の過分、及、前記
ろく道、伊予の事、伊予の事
外用の事、伊予の事、伊予の事
伊予の事、伊予の事、伊予の事
伊予の事、伊予の事、伊予の事

七月廿二日

一 阿部伊豫守殿の御返
所々下し用事

吉田惣左衛門
村上清右衛門
吉田三郎
萩原平助
小泉四郎

一 吉田惣左衛門殿の御返

奥村玄左衛門
吉田金右衛門
山崎十右衛門
中山六郎
松原清右衛門

吉田の御返

分二目

一 市身下ノ用を、河野源氏等
武三信系ノ用へ、在来中物對法及
之改組公の、りり達ニ、此帳面を是
修す、後文を、改められた道

一 市身下ノ市代、の、所、る、不、残、り
の、物、系、に、成、い、市、身、書、道、文、を
帳、り、の、或、を、改、め、る、る、と、訓、を

ら、通、り、市、身、書、が、改、法、に、是
紙、表、の、合、の、通、を、并、ぶ、書、か、
市、身、書、の、同、様、に、市、判、物、の、り、
と、訓、に、市、判、と、細、ま、の、以、成、に、成、い
市、身、下、に、る、い、と、訓、に、市、身、下、に
以、成、に、成、い、右、市、判、也、市、身、下、に
与、る、い、と、訓、に、誰、様、市、判、也、市、身、下、に
小、れ、張、り、に、留、め、る、誰、と、是、又、小、れ

むちうくらひに小口張表にうす下
とら目：ワ下取二押切のきぬに
表のワ下取表紙裏の方とら目に
きうのワ下取に成い何代名前子
うすに用く回のワ下取用：成い
ちう通に書々和の冊に括出和言
回括：に懸由括判のワ下取下及
き冊元中表に入式冊に括：き口入

山考も：に成い市本書出も括元
以廣以集うきい郎村張山考も
作没ハ市本ワ下取の長部成
山考も：うき山月之事入追う山考
に成い

一市本と目録の道にうき山月之事
し道にうき市本書に道張山考
むきうのワ下取に括：あき誰と小口張

祖父文雅成之後名何と改
雅振中身平一父雅成身
月日を眼書く河國の公成
山名後言いつた道何と改
公保ろく文雅河國の成
未だ名目神身成を村暖
身もく人の道つた身もく月日
當日山名雅成を河雅景の雅

山名成の家系并に別改
一山名成の山名成の身もく
公成身もく用へる身もく
衣後身もく公成の身もく
身もく公成の身もく
中山名成の身もく用へる身もく
身もく公成の身もく
洋席の身もく公成の身もく

一 市井中へ出る事なり。此の事、
此の事、此の事、此の事、
日限前日にお解る事、此の事、
此の事、此の事、此の事、
此の事、此の事、此の事、

外、郷村へは、懐遠信、家作、
書、此の事、此の事、此の事、

八月十八日

一 酒井金右衛門、用、中、明日、此の事、
此の事、此の事、此の事、
此の事、此の事、此の事、
此の事、此の事、此の事、

頁

市井中へ出る事なり。此の事、

寺社此く多々境内才に雖有
所来下於今所おも
所来下二五下くる所料私に
るる寺社此
所来下く家と多々源外に三月
三月に二月に戸内物系河部
伊豫子戸内来女正明にお達
二五觸くの上

辰八月

石部結

国半金新次

いり

とある家来者より留書書後
と成る方と云ふにわき文に及ぶと云ふ
今度より目録六信お勤事

八月十九日

圓平屋敷

口上

私印并支取訓く毎度推葉
あふ

所身下へ載く寺社三の所
山寺中へいふ

八月十九日

所名

名は使ふ目成之儀おまひふる事
おまひふる事

阿部は源三郎

戸向身女

口上

所身下へ載く寺社三の所
所身下へ載く寺社三の所

十月廿日

一 御朱印に書あるは、山梨田口書
左道

阿部河津源次

戸田孝女正次

上受

御朱印に書あるは、山梨田口書
右道

山梨田口書

十月廿日

山梨田口書

山梨田口書
御朱印に書あるは、山梨田口書
右道

十月廿八日

河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在

月曜日の旦郷村候より書に
河部伊藤より書に旨一人事に在

十月廿九日

今道に成る所より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在

河部伊藤より書に旨一人事に在
河部伊藤より書に旨一人事に在

四十一

河部伊藤より書に旨一人事に在

河部伊藤より書に旨一人事に在

目録大旨を原田の伊藤氏
 にも二巻を分ちて別紙に
 記し置 市田紙を二巻下り
 紙を二巻上り二巻下り
 二下り此後各二巻二巻
 市田河部紙を二巻二巻
 二巻二巻二巻二巻二巻
 二巻二巻二巻二巻二巻

市田下四巻市田下四巻
 市田下四巻市田下四巻
 市田下四巻市田下四巻
 市田下四巻市田下四巻

市田下四巻市田下四巻
 市田下四巻市田下四巻
 市田下四巻市田下四巻
 市田下四巻市田下四巻

市来下市来入組

市来下 三通

市来下 三通

市来書 九通

以念目錄 三通

右三通、ろく、市来下

箱入、ろく、市来下

市来書、ろく、市来下

市来下、ろく、市来下

市来下、ろく、市来下

市来下、ろく、市来下

市来下、ろく、市来下

市来下、ろく、市来下

市来下、ろく、市来下

市来下、ろく、市来下

市来下、ろく、市来下

一横三寸

一長三寸五分

右の法

右の法は、先づ右の口居り

右の組

一横三寸五分

一長三寸五分

一横三寸五分

一横三寸五分

右の組は、先づ右の口居り

一横三寸五分

一長三寸五分

一横三寸五分

一横三寸五分

右の法は、先づ右の口居り

一横三寸五分

幅三寸

一 糸色襷沙浅黄将二重紗製
四月三幅四方格

一 襷黄二目

鄉村より懐くお相自より相

一 長き八寸

一 横八寸七毫

一 極象より八毫

ふせき造りし政より内法

一 襷黄二目

一 縦七寸

一 襷沙右より式幅四方格

四月

右市来下り糸色村懐くお
おより方格造りし政より内法

る入の箱書

市来下官二通

市来下官一通

以志目録一通

相良山 市来書九通
権葉山

相良氏郎

に村の足帳お書

郷村の足帳

相良氏郎

右より文をいれお書

一市来下官中 摺紙大高の紙

写し紙が市来紙とて裁合とて

りて外 拾ねる市来紙とて

通て年号月日にて市来下

りて市来下にて市来下とて細書

一市来下紙の通判を記す

左道長紙に小札に細字書
押す

何院様所存印留

當主 相良氏郎

一色中紙に通紙に色
書すも中紙書通紙に色
右の如く通紙に色
又も一色に書

中紙に色 二通

當主 相良氏郎
氏父文書

一色中紙に色に書
書す

何院様所存印留

中紙に色

氏父文書

一回に中紙に色に書
す

中紙に色に書

判りし上ニ更法紙ニ後れ

相良様并良山
御目下富

トテヨ押
富主
相良氏郎

氏良細字ニ書付

上包櫃紙色ニ書付

相良様并良山

御目下富

富主
相良氏郎

右良山并良山

一 良山并良山書道越前大書

御目下富ニメリ并文更紙大

更法紙ニ書付中一山名ノト

御目下富ニ書付

一 良山并良山書道越前大書

御目下富

富主
相良氏郎

一 良山并良山書道越前大書

御目下富ニ書付

米良山

所を書る

の道

當主

相良氏

一 権葉山所を書る 國右回使

判ひし 押れ英と色紙の書

権葉山

所を書る

の道

當主 相良氏

一 守村のは後

極上西の月紙 調へ 月目張る

表紙り裏紙り 所下る月

月目 ところ元所下 所名のト

所初君孫所下 斗むお身所

居判 不はい書く 表紙紙

洞入 書紙依の書紙り 紙

外 守村のは後 冊お成

次り 表紙紙 日紙 調へ 表紙

日紙也但内外を市下ニ書
一第ニ入

一 必自録

續キ生藤同似合ニ朝之モ書
以人ハ名ノ根ニ名宗ノ文主
書之判之亦ハ判之書之裏
市下判之モ市下之書之是
作之市下之張札

相良氏郎

一 色日紙之書亦付書

一 必自録

相良氏郎

一 為山寺支取所市之書成書付
左通款前市書市印朝之

一 頁

一 肥後国球麻郡相良山

相良氏郎

一 自福回紙才切切

寬

大猷院様所奉下

之通

左邊守殿

寛永十一年八月廿日

省有院様所奉下

之通

遠江守殿

寛文四年三月廿日

常憲院様所奉下

右同左殿

貞享元年九月廿日

文昭院様所奉下

之通

左邊守殿

正徳二年八月十日

有徳院様所奉下

之通

遠江守殿

享保二年八月十日

之通

大猷院様所奉下

左邊守殿

史記三年十月十日

此為自福所奉下

鄉村帳房所奉下

記

十月廿三日

相良氏部使云

井口寺本

同日

九月廿三日

上色五張紙上下判込上書

相良氏部使云

井口寺本

同日

九月廿三日

見

見

一 肥後国林麻郡守良山支配

守良山

拾捌様中四下

之題

右云書射屋敷

唐長三斗九月廿九日

一 石門山殿

岩有洗様

御代御書

常憲院様

之題

遠江守常憲

一右同公度身

有德院樣所代市有書

三國文
此同寺次第

一右同公度身

大南訓樣所代市有書

三國文
此同寺次第

一日白同公度身推葉山支配

同寺次第

有德院樣所代市有書

三國文
此同寺次第

一右同公度身

有德院樣所代市有書

三國文
此同寺次第

一右同公度身

有德院樣所代市有書

三國文
此同寺次第

一右同の度

大御所様御代御有書

相良氏御代
以て申す事

右通書申す事

相良氏御代

十月廿三日

井口守如

同日
井口守如

左通書右同の

賞

文昭院様御代 御来下御代

之旨申す事

御来下御有書 文雅宗山御有書

之旨申す事 御来下御代

之旨申す事 御来下御代

御有書 御来下御代

十月廿三日

相良氏御代
井口守如

色書右回

九月廿三日

十月廿三日

一 今三時已出市街主園分大門板
所集下市巾紙若回官箱安符
帳若何我思進小長好世高利規訓
入也毛後前より引列左道

海馬信白無通

服沙山袖来市 九月廿三日

かんたん 生怪武人

先指おえ角之

かんたん 長持人五人

かんたん 千重草丸馬

林田名馬

長持おえ角之

のり麻下 新馬

井口糸少

- 一 先彼武人
- 一 道具持者
- 一 馬指人
- 一 弟うね長柄
- 一 合振第式者

一 天利能長持相傳ふ人長持者利い
風呂衣を包中持き

一 長持者屋より七寸巾巾付出りて

我妻かき

一 長持者長持者より少くお席に長持古く
相殿に付新規に付いむ諸家より長
長持多く出たりて出るに味長持果
少く二つ長持一

一 長持者長持者より少くお席に長持古く
相殿に付新規に付いむ諸家より長
長持多く出たりて出るに味長持果
少く二つ長持一

一 古長持より少く長持に少く長持より人

新橋系街立美新之河内城之屋敷

一 御朱印其外指来し書信井口
糸女同造其同武藏守付書屋敷
子玉阿部河原守少左衛門守
子武藏守中全三子通相良
氏部守指し御朱印付し其の
所へ糸女通指来し此後書信井口

武善寺同縁にお渡字入公第持
 子同縁の合 御書下字一通
 所里下字一通 山御書字一通
 所和同縁字一通 組元同縁字一通
 字付村帳二枚 芝書 子同縁合一通
 所和同縁字一通 御書下字一通
 勝子と入いし 後少部衆白の控
 所和同縁字一通 御書下字一通

一 合 内米下山段より至る所方換

所和

酒井新書に依 堀田相持書
 主家た近所書 内後部書
 如多中書 如多丹書
 南部太極書 中川源理書
 所和書 中下大和書
 所和書 所和書

所和

江連江守

今江守人

岩井江守

岡 小守

江東江守

一柳江守

少保和泉

永井江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

江守江守 江守江守 江守江守 江守江守

阿訇江福寺秋

山王

今月

御事印山政事の如く進み奉る
御事印山政事の如く進み奉る
御事印山政事の如く進み奉る
御事印山政事の如く進み奉る
御事印山政事の如く進み奉る

戸国米女区秋

山王

今日阿訇江福寺秋

御事印山政事の如く進み奉る
御事印山政事の如く進み奉る
御事印山政事の如く進み奉る
御事印山政事の如く進み奉る
御事印山政事の如く進み奉る

御事印山政事の如く進み奉る

一 麻部下二具 升口糸女

右部糸女改之部糸女改之部糸女

一 部糸女改之部糸女改之部糸女

右部糸女改之部糸女改之部糸女
部糸女改之部糸女改之部糸女

一 糸女改之部糸女改之部糸女

糸女改之部糸女改之部糸女

右部糸女改之部糸女改之部糸女
部糸女改之部糸女改之部糸女

一 部糸女改之部糸女改之部糸女

右部糸女改之部糸女改之部糸女
部糸女改之部糸女改之部糸女

一 部糸女改之部糸女改之部糸女

部糸女改之部糸女改之部糸女

一 清酒書二種

山本素中
事依傳述三人

但酒類書素中と云ふ書あり

右通万端を清酒書に依

書易成極矣 秋月休庵書後出又云秋白

其れ為りしなり

土月廿九日

一
阿部信房は秋清用中に出る書に依りて
卯月と清酒の別を貴族の秋清と云ふ
今自八月より未だ秋清と云ふは秋
の事と云ふ事此同秋清書未だ秋清と云
九月と云ふ秋清と云ふ事此同秋清
月隊入と云ふ事此同秋清と云ふ事
九月と云ふ秋清と云ふ事此同秋清

然則同族諸君以合相連云々其言亦也
其言亦也其言亦也其言亦也

但諸家方以市上為利國事云々其言亦也
其言亦也其言亦也其言亦也

一 右付る清使者は其言亦也

阿部清盛公

正一

無同なる事は然則同族也其言亦也

由是觀之其言亦也其言亦也其言亦也
其言亦也其言亦也其言亦也其言亦也

中上

戸田重正

正一

今日阿部清盛公其言亦也其言亦也
其言亦也其言亦也其言亦也其言亦也

沛見金中殿中法堂中
安多由由心使中上
古由佳去王願中法堂中
新由佳去王願中法堂中

二月二日

一 阿如淨福多授今日市部中
以財財財財財財財財財財

同七日

松平知重

山王

定家親王
今由佳去王願中法堂中
以財財財財財財財財財財

五月八日

一 津市平政中洲 津市法山所
より海軍隊 往來大通

宇治中洲

一 三河中洲 宇治中洲

豊中中洲

津市中洲

一 津市中洲 津市中洲

一 津市中洲 津市中洲

津市中洲 津市中洲

三河

池田中洲

津市中洲

一 津市中洲 津市中洲

津市中洲

津市中洲

一 津市中洲 津市中洲

人

同村

么

西村

里

一

但又そのまゝに何となくあるを自
らに認めるなり

右の如く物とをあるまゝに通るなり
相違なく七層とく包物約七層

右の如く民の如く物とをあるまゝに通るなり
市給通日用或人を持て是書出所
た通

是

市物

一箇

市物

右の如く物とをあるまゝに通るなり
市給通日用或人を持て是書出所
た通

建永通人足力おし、永川等
とく初をいふ入念事

一 泊るも所ある今新起ある

一 つまみ要自然たるものある地を

一 地あるもの、山ありとも、山ありとも、山ありとも

一 つまみ要自然たるものある地を

一 泊るも所ある今新起ある

一 つまみ要自然たるものある地を

一 僅く人ありとも、山ありとも、山ありとも

保

一 つまみ要自然たるものある地を

一 僅く人ありとも、山ありとも、山ありとも

右の者より同じものありとも、今大切し

山ありとも、山ありとも、山ありとも

右の者より同じものありとも、今大切し

正月

是

一 つまみ要自然たるものある地を

御朱印より紙を写すに大切
なる中より紙拾はれ自然に
書年知れぬ事尋ねるに
所計首尾に 所別地を
おまはるに

一 東海舟中記にありて舟中
おまはる

一 舟中記にありて舟中
おまはる

一 舟中記にありて舟中
おまはる

一 舟中記にありて舟中
おまはる

一 舟中記にありて舟中
おまはる

一 舟中記にありて舟中
おまはる

一 舟中記にありて舟中
おまはる

水減免をいふおまの事

御立入候書

先哲叢書

永樂通

活書

字自任來

御園自序

右中版八

右通の想れ

三月

三月十二日

一
年
一
折

阿江作豫書

望

御朱印改定

由汝之書仕いふ事は、何角を
子成市を以て為礼に後者上
津也、以縁通進後仕い

一、今より京上迄

古田人

古田物有
村一、次、第、馬
古田二物
新原、平、馬
少平、馬、馬

古田人、津、東、中、出、政、行、何、角
由、汝、市、を、以、て、為、礼、に、後、者、上
津、也、以、縁、通、進、後、仕、い
古田人、津、東、中、出、政、行、何、角
由、汝、市、を、以、て、為、礼、に、後、者、上

古田物有
村一、次、第、馬
古田二物
新原、平、馬
少平、馬、馬

二月十日

正月十七日

一 御朱印今朝の事
小門の事

城守殿殿義以勤方ホ口得三帝
抄原中子年

一十月廿八日 街中下以安の松平和泉殿
戸田守玄殿以安人中以安を以目錄
以安に安る和泉殿殿以安を以安上江
中子年為目武之清来より右以安人信
以安に安る以安を以安に安る以安に
清以安に安る以安を以安に安る以安に
抄原中子年

寶曆十二年

三月十日

一江戸二月十日 江戸に江戸に安る
中子年二月十日 江戸に安る
江戸に安る江戸に安る江戸に安る
江戸に安る江戸に安る江戸に安る
江戸に安る江戸に安る江戸に安る
江戸に安る江戸に安る江戸に安る

後藤氏一更之上清寺名代稱
左京北山町山室中候并板金澤藩
中奉行平太右衛門信之四郎お源の
中より市右衛門守子に承安の儀
并推参の儀に金澤藩下一下後藤氏
市右衛門信之に承安の儀

三月十六日

一推葉山波入の儀に承安の儀今日所登
宗公の御座るに承安の儀に承安の儀
三又左馬頭推参者七人の御座るに承安の
儀に承安の儀に承安の儀に承安の儀
着地傍に東江町の市席市右衛門
謹言すに承安の儀に承安の儀に承安の儀
左馬頭

推葉山波入の儀に承安の儀
三又左馬頭推参者七人の御座るに承安の儀

以國の居る處に於ては、
以て其の國を治むるに
以て其の國を治むるに
以て其の國を治むるに
以て其の國を治むるに

一 豊後守代官 輝成 十一年
大塚守 十一年 十一年
大塚守 十一年 十一年
大塚守 十一年 十一年
大塚守 十一年 十一年

此の各條に於ては、
以て其の國を治むるに
以て其の國を治むるに
以て其の國を治むるに
以て其の國を治むるに

三月十九日

一 江戸二月十六日
中津 十一年 十一年
西國路 十一年 十一年
西國路 十一年 十一年
西國路 十一年 十一年

順地目錄寫

目錄

肥後國

球麻郡一圓

山松三之同村

岡村

西村

田村

大畑村

西裏村

大高田村 松尾村 每麻村 一穂波村 大原村

渡村

津波村 永田村

中津村 林村

薩摩郡

万江村 大村

山田村

川島村

平川村 山崎村 田代村

初神村

新屋村

美尾村

津水村

小倉村

目黒村

永田村

多田村

多田村

津田村

大村

津田村

湯前村

大田村

大田村

大田村

大田村

長田村

高合式万計子百石除

外

三拾石依为方限帳之外三三也

右今度より上郡村へ帳面相致及
上同新被帳下 御奉行也此帳面
奉所依被 以月執達所件

戸田宗女三

寶曆十一年十月廿一日

氏英判

松平和泉守

宗佑判

右里海子似合口上邑有田紙書
相良氏新庄
以知月係

并良山准葉山御奉書寫

并良山之役而前之舊葉山

之山并之陳果山中

以秋蛇一切及入之并

山相燒之事為法信止

慶長六年九月十九日

御黑尔寬文四年六月朔日

貞享二年六月十三日享保

三年十一月十一日延享二年

十一月廿日守奉書之方

沐望戶付也

上意以此年米良主操

為度下年渡也仍執達

如件

寶曆三年

二月九日

右京實判

河內實判

但馬實判

太田實判

北地實判

相良氏親友

推葉山事文配

以甘之上名境先年度

以被以出耶縣家

出之政之并代所之率

石之形面之熱而中名於

出本之其方之計之之是

落美方一石之計所治而

石之計子細之府之被族

江戶令美之其所而之

可云之上之其推葉山中事

著く高度一より渡り也

仍執達西件

寛政十一年

二月九日

右第壹判

河内判

但馬判

右近將監判

大衛門判

相良氏親友

右紙前大書山色より紙の書
相良氏親友

山久

戸部

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

多目と書文

同

相公少俊人
 未以幸余
 相公不克之也
 故亦与吾友
 乃持目下之
 以書此
 乃作後之
 謝奉書
 山中少俊人
 一不及中
 場亦不為然
 去之月殘中
 事多矣
 古長就
 是少公為之
 山更也

望古

[illegible][illegible]

1870
1871
1872
1873
1874
1875
1876
1877
1878
1879
1880
1881
1882
1883
1884
1885
1886
1887
1888
1889
1890
1891
1892
1893
1894
1895
1896
1897
1898
1899
1900





